

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【公表番号】特表2019-531609(P2019-531609A)

【公表日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-044

【出願番号】特願2018-534066(P2018-534066)

【国際特許分類】

H 04 N 21/433 (2011.01)

H 04 N 21/482 (2011.01)

G 06 F 16/172 (2019.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

H 04 N 21/433

H 04 N 21/482

G 06 F 16/172

G 06 F 13/00 540 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月18日(2020.6.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザが旅行するつもりである地理的場所においてアクセス不可能である、プレイリストのストリーミングメディアのコピーを自動的にダウンロードする方法であって、前記方法は、

ユーザが第1の地理的場所から第2の地理的場所に旅行する予定であることを示す情報を検出することと、

前記検出に応答して、前記ユーザが消費するつもりである複数のストリーミングメディアを示す前記ユーザのプロファイルによって示されるプレイリストにアクセスすることであって、前記複数のストリーミングメディアは、ストリーミングメディアプロバイダと関連付けられる、ことと、

前記複数のストリーミングメディアの各ストリーミングメディアに対応するデータを、前記ストリーミングメディアプロバイダに対する地理的コンテンツ制限を示すデータベースのエントリと比較することにより、前記複数のストリーミングメディアの各ストリーミングメディアが、前記制限に基づいて、前記第2の地理的場所において前記ユーザにとってアクセス可能であるかどうかを判定することと、

前記比較に基づいて、前記複数のメディアのサブセットが前記第2の地理的場所において前記ユーザにとってアクセス不可能であると判定することと、

前記サブセットが前記第2の地理的場所において前記ユーザにとってアクセス不可能であると判定したことに応答して、前記サブセットの各メディアをダウンロードすることとを含む、方法。

【請求項2】

前記サブセットの各メディアをダウンロードすることは、

設定に基づいて、前記サブセットの各メディアをダウンロードするために、前記ユーザ

が所有する複数のユーザ機器のうちの1つのユーザ機器を判定することと、
前記サブセットの各メディアを前記ユーザ機器にダウンロードすることと
を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ユーザ機器は、前記サブセットの各メディアを記憶するのに十分な容量を有しておらず、前記方法は、前記プロファイルに示される好みに基づいて、記憶するための前記サブセットの部分を選択することをさらに含む、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記ユーザ機器は、前記サブセットの各メディアを記憶するのに十分な容量を有しておらず、前記方法は、

前記ユーザ機器が前記サブセットの各メディアを記憶するのに十分な容量を有していないことを示す前記ユーザへのアラートを表示のために生成することと、

記憶するための前記サブセットの部分の選択を前記ユーザから受信することと、

前記選択を受信したことに応答して前記サブセットの部分をダウンロードすることとをさらに含む、請求項2に記載の方法。

【請求項5】

前記方法は、前記サブセットが前記第2の地理的場所において前記ユーザにとってアクセス不可能であると判定したことに応答して、

前記複数のストリーミングメディアの各ストリーミングメディアに対応する個別のダウンロード可能ファイルがダウンロードするために利用可能である個別の場所を識別し、

前記ダウンロード可能ファイルが金銭の支払を伴わずに利用可能である場合、前記個別のダウンロード可能ファイルを自動的にダウンロードすることをさらに含む、請求項1～4のいずれかに記載の方法。

【請求項6】

個別のダウンロード可能ファイルが購入を要求するかどうかを判定することと、

前記個別のダウンロード可能ファイルが購入を要求すると判定したことに応答して、前記ユーザが前記個別のダウンロード可能ファイルの購入を認可するかどうかに関して前記ユーザに指示を求ることとをさらに含む、請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記ユーザが前記第1の地理的場所から前記第2の地理的場所に旅行する予定であることを示す情報を判定することは、

前記ユーザに宛てられた電子通信を受信することと、

前記電子通信のコンテンツが旅行に言及していると判定することと、

プロファイルに基づいて前記ユーザの自宅住所を識別することと、

前記電子通信のコンテンツを解析することにより、前記自宅住所以外の住所を識別することと、

前記自宅住所以外の住所を識別したことに応答して前記第2の地理的場所を前記自宅住所以外の住所であると判定することとを含む、請求項1～6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項8】

前記複数のストリーミングメディアは、ストリーミングメディアプロバイダと関連付けられ、前記データベースは、前記ストリーミングメディアプロバイダに対する地理的コンテンツ制限を示す、請求項1～7のいずれか1項に記載の方法。

【請求項9】

コンピュータ可読命令を備えるコンピュータプログラムであって、前記コンピュータ可読命令は、別個の1つ以上のプロセッサによって実行されると、前記1つ以上のプロセッサに、請求項1～8のいずれかに記載の方法を行わせる、コンピュータプログラム。

【請求項10】

ユーザが旅行するつもりである地理的場所においてアクセス不可能である、プレイリ

ストのストリーミングメディアのコピーを自動的にダウンロードするシステムであって、前記システムは、請求項1～7のいずれかに記載の方法のステップを実行するための手段を備える、システム。